

## 2 国の制度の拡充がなければ、量的・質的拡充が図れない

### (1) 現在の国の学童保育制度の問題点

- ① 学童保育、児童福祉法上は「児童福祉事業」であり「児童福祉施設」ではない  
→ そのために、最低基準や財政措置が法的に決められていない
- ② 市町村の実施責任があいまい  
→ (現行)「利用の促進の努力義務」にとどまっている
- ③ 最低基準が決められていない  
→ (現行)実施要綱、ガイドライン、補助金交付要件しかない  
特に、施設の広さや設備、指導員の配置基準、指導員の資格が定められていない
- ④ 財政措置が「奨励的な予算補助」であり、補助額も実態と大きく乖離している
- ⑤ 以上の理由により、市町村によって学童保育の理解、施策、予算措置は大きな格差がある

#### 「一括交付金化」への懸念

現在の「市町村の責任があいまい」「最低基準がない」「予算措置が奨励的」という学童保育制度のもとでは、市町村の学童保育に対する認識にも大きな格差が生じている。「一括交付金化」されてしまうと、この格差がさらに拡大することが強く懸念される。国としてのナショナルミニマムをつくっていくことが必要。

### (2) 解決策

(別紙2「私たちはどのような制度拡充をもとめているのか」を参照)

市町村の実施責任を強化すると同時に、最低基準をつくり、その基準にそって質的向上が図られるよう、国としての財政措置をしっかりと行うことが「量的」「質的」拡充への着実な道となる

### (3) 特に、指導員に関わる課題を解決していくことが必要

\* 「子ども・子育てビジョン」の目標を達成するためには、8年後に15万人の指導員を安定的に確保することが必要。

\* 「学童保育の内容が充実しない理由」の第2位は「指導員が確保できない」  
(国民生活センター2009年度「学童保育サービスの環境整備に関する調査研究」より)

#### 指導員に関わる次の5点の解決が必要

- ① 指導員の仕事・役割を明確にして、専門的な力が求められる職業として位置づける。
- ② 「専任・常勤・常時複数」配置という配置基準を確立し、その財政的保障を図る。
- ③ 現実に指導員が安心して働き続けられるような労働条件を向上させる。
- ④ 指導員の力量を向上させていくために研修を充実し、研修体系を整備する。
- ⑤ 学童保育の役割を果たせる指導員が安定的に確保されるために公的な資格制度を創設し、養成機関を整備する。

以上の点について、国や自治体の公的な責任で整備を行い、指導員の社会的地位の向上を図ることが求められています。